

出向職員の身分等の取扱いに関する申合せ

兵庫県警察本部（以下「甲」という。）と防衛省（以下「乙」という。）とは、乙から甲が受け入れる職員（以下「出向職員」という。）の身分等の取扱いに関し、次のとおり申し合わせる。

（出向期間）

第1条 出向職員の出向期間は、2年間とする。ただし、必要があるときは、甲及び乙が協議の上、その期間を変更することができる。

（階級等）

第2条 出向職員の乙における階級は一曹又は二曹とし、甲において受け入れる際の階級は、巡査部長とする。

2 出向職員の配置所属は、甲が決定する。

（給与等）

第3条 出向職員の給与等は、甲の関係規程に基づき決定する。

2 甲は、期末手当及び勤勉手当については、出向職員の出向前の乙における在職期間を通算して支給するものとする。

（分限及び懲戒）

第4条 甲は、出向職員において分限又は懲戒に相当する事由が生じた場合は、速やかに乙に連絡するものとする。

（退職の取扱い）

第5条 出向職員が出向期間中に辞職を申し出た場合は、乙の下で退職させ、退職手当は、乙で支払うものとする。

（公務災害等補償）

第6条 出向期間中に出向職員の公務災害又は通勤災害が発生した場合は、甲の関係規程に基づき処理するものとする。

（服務等）

第7条 出向職員の服務、勤務時間等の勤務条件及び福利厚生については、甲の関係規程を適用するものとする。

2 年次休暇等については、出向前の乙における残りの日数を引き継ぐものとする。

（身上異動に係る連絡）

第8条 甲及び乙は、出向職員の入院加療又は長期療養を要する疾病、結婚、出産その他身上異動に係る事由を認知した場合は、その都度、速やかに連絡するものとする。

（出向職員受入れの継続）

第9条 出向職員の受入れの継続については、出向職員の出向期間が満了するときに、その都度甲及び乙が協議するものとする。

（疑義の解決方法）

第10条 この申合せに定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この申合せを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月25日

甲 兵庫県警察本部長 井 上 剛 志

乙 防衛省人事教育局長 真 部

